

## 群馬県立小児医療センター新病院建設工事に係る基本設計業務委託特記仕様書（案）

### I. 業務概要

#### 1. 業務名称

群馬県立小児医療センター新病院建設工事に係る基本設計業務委託

#### 2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

2.1 施設名称 群馬県立小児医療センター新病院

2.2 敷地の場所 群馬県前橋市昭和町 地内

2.3 施設用途 病院等及び立体駐車場

（令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第10号第2類及び第1号第1類とする。）

#### 2.4 計画概要

群馬県立小児医療センターは、経年による施設設備の老朽化や医療機能上の課題等を抱えており、それらの解決や、小児医療提供体制の強化、高度化・多様化する医療ニーズに対応するため、現病院を移転し再整備することを決定した。

今般、新病院における機能や、設計に向けた諸条件を整理した「群馬県立小児医療センター再整備マスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）を策定したところである。本業務は上記課題を解決し、県全体の小児・周産期医療提供体制を一層充実・強化するため、新病院建設に係る基本設計を行うものである。

### 3. 適用

3.1 本業務の委託料は、「群馬県建築設計業務等積算基準」及び「群馬県建築設計業務等積算要領」をもとに積算している。

なお、積算基準類は次の群馬県ホームページにおいて公開している。

<https://www.pref.gunma.jp/06/h7310146.html>

3.2 本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については「■」印が付いたものを適用する。

### 4. 設計と条件

#### 4.1 敷地の条件

- (1) 敷地の面積 14,824.52㎡
- (2) 用途地域等 市街化区域内 第一種住居地域（一部近隣商業地域）
- (3) 形状地質 平坦地
- (4) その他 敷地範囲は別添「敷地全体図」参照

#### 4.2 施設の条件（構造・階数・延べ面積は現時点での想定）

##### 【新築建物① 新病院】

- (1) 主要構造 S造又はRC造
- (2) 階数 5階
- (3) 延べ面積 23,400㎡
- (4) 設備 電気設備、機械設備
- (5) その他 免震建築物を想定、建築計画に応じた著しく複雑な設備計画を要する一部教育施設等の併設あり（マスタープラン参照）

##### 【新築建物② 立体駐車場】

- (1) 主要構造 S造
- (2) 階数 2階3層
- (3) 延べ面積 6,600㎡
- (4) 設備 電気設備、機械設備
- (5) その他

#### 4.3 建設の条件

- (1) 予定工事費            マスタープランに記載
- (2) 建設予定工期        マスタープランに記載

- 4.4 設計委託期間        契約締結の翌日から令和8年3月31日（火）まで  
（予算繰越手続後の履行期限は、同年9月末頃を想定している。）  
※配置図、各階平面図の素案は、同年3月31日（火）までに作成  
すること。

#### 5. 設計における基本方針

- (1) 本設計業務では、群馬県立小児医療センター新病院建設工事の新築工事に必要な調査や手続き、問題、要求性能の確認と解決策の実行及び関係者との協議など、必要な関連作業を行い、それらを踏まえた上で、新築工事の基本設計を行うこと。
- (2) 本設計業務では、マスタープランの内容を十分理解し、業務に取り組むこと。また、新病院建設に係る基本的な考え方、諸室計画等はマスタープランに基づいた設計とすること。
- (3) 本設計業務では、施設の用途・工事の目的等を十分に把握し、県有施設及び病院として求められる安全・環境・景観・コスト・保全等に対する配慮を行い、長期的な視野において将来の小児医療を取り巻く環境の変化等に応じた診療科や病棟の再構成も可能となるよう、多様性・柔軟性の高い設計を行うこと。また、受託者の創意工夫、新技術の提案等についても期待するものである。
- (4) 発注者への説明及び提出資料は、論理的かつ合理的なものとし、その根拠資料も併せて提出すること。
- (5) 敷地は住宅地の一角に位置するため、周辺の住民に対して、騒音、振動及び景観などを配慮した設計内容とすること。
- (6) 本業務を進めるに当たっては、関係者（病院関係者等）が多く、合意形成に時間を要する。そのため、発注者の指示等に迅速に対応すること。
- (7) 徹底的なコスト縮減を図るものとし、基本設計時に算出する概算工事費が、マスタープランに記載された予定工事費内に納まる設計とすること。
- (8) 新病院における耐震安全性の分類については、構造体Ⅰ類、非構造部材A類、建築設備甲類とすること。定義は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づくものとする。
- (9) 新病院については、積極的にCO<sub>2</sub>を削減するため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に適合するだけでなく、ZEB Ready（BEI ≤ 0.5）を目標とすること。
- (10) 群馬県地球温暖化対策指針（特定建築物編）に基づき、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備を導入すること。
- (11) 新病院については、20年～30年後の設備更新時に、診療等機能を止めることなく設備を更新するための対応策を基本設計段階で検討し、設計に反映すること。
- (12) 新病院については、被災時のインフラ途絶等の際に電源や給排水等の機能維持性能を高める設備を有する建築物として設計を行うこと。
- (13) 林業県ぐんま県産木材利用促進条例及びぐんま県産木材の利用の促進に関する指針に基づき、可能な限り内装等に県産材を活用すること。
- (14) マスタープランに記載されているとおり、公道を挟んで隣接する群馬大学医学部附属病院と上空通路による接続を想定している。上空通路の設計業務は、本業務には含まれていないが、平面プランを作成する上で配慮すること。
- (15) 施設建設に係る敷地測量、地盤調査、テレビ電波受信障害地域調査、雨水排水に係る検討、透視図の作成及び模型の作成などが必要となる場合は、設計変更について監督員と協議を行うこと。

- (16)本設計業務では、BIMを活用する。BIMモデルの作成について発注者が求める要件は、別添（群馬県立小児医療センター新病院建設工事に係る基本設計業務委託 EIR（以下、EIR））のとおりである。

## II. 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「群馬県建築設計業務委託共通仕様書（令和6年7月版）」による。

### 1. 設計業務の内容及び範囲

#### 1.1 一般業務の範囲

##### (1) 基本設計に関する標準業務

- ☒ 総合
- ☒ 構造
- ☒ 電気設備
- ☒ 機械設備

##### ~~(2) 実施設計に関する標準業務（工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務は含まない。）~~

- ☐ 総合
- ☐ 構造
- ☐ 電気設備
- ☐ 機械設備
- ☐ 群馬県建設リサイクルガイドラインに基づくリサイクル計画書の作成
- ☐ 木材使用量報告書の作成
- ☐ 建築基準法令、消防法令、環境保全等に関する諸法令、その他監督員の指示する関係法令に基づく必要な手続き、打合せ
- ☐ その他、監督員の指示する資料の作成（追加業務とするものを除く）

#### 1.2 追加業務の内容及び範囲

##### ☐ 積算業務

- ☐ 建築積算 ~~（積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）~~
- ☐ 電気設備積算 ~~（積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）~~
- ☐ 機械設備積算 ~~（積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）~~

##### ☐ 透視図作成

〔種類（ ）判の大きさ（ ）枚数（ ）額の有無（ ）材質（ ）〕

##### ☐ 透視図の写真撮影

〔カット枚数（ ）判の大きさ（ ）白黒・カラーの別（ ）電子データ（ ）〕

##### ☐ 模型製作

〔縮尺（ ）主要材料（ ）ケースの有無（ ）材質（ ）〕

##### ☐ 模型の写真撮影

〔カット枚数（ ）判の大きさ（ ）白黒・カラーの別（ ）電子データ（ ）〕

##### ☐ 計画通知又は確認申請に関する手続業務（都市計画法上の手続きを含む）

##### ☐ 関係法令等に基づく各種申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書等の届出）

##### ☐ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務

##### ☐ 概略工事工程表の作成

##### ☐ 営繕事業広報ポスターの作成

- ☐ 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する施設の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
- ☐ 省エネルギー関係計算書の作成
- ☐ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 13 条第 2 項に規定する手続業務
- ☐ 建築物省エネ法第 20 条第 2 項に規定する手続業務
- ☐ 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価書の作成
- ☐ 県有施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務（詳細な LCCO<sub>2</sub> を求める場合）
- ☐ 環境保全性に関する検討・評価資料の作成
- ☐ LCEM ツールによる空調システムの評価
- ☒ BIM モデルの作成（詳細については別添 EIR 参照）

### 1.3 調査業務の内容及び範囲

- ☐ 地盤調査
- ☐ テレビ電波受信障害地域調査
- ☐ その他

## 2. 業務の実施

### 2.1 一般事項

- (1) 設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- ~~(2) 積算業務は、監督員の承諾を受けた設計図書及び適用基準に基づき行う。~~
- (3) 設計にあたっては、工事現場の生産性向上（省人化や工事日数短縮）に配慮する。
- (4) 受託者は、監督員の指示に従い、業務に必要な調査を行い、また関係法令に基づいて業務を行うものとする。
- (5) 受託者は、業務の詳細及び当該工事の範囲について、監督員と打合せを行い、業務の目的を達成しなければならない。
- (6) 受託者は、業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに監督員に報告をしてその承諾を得なければならない。
- (7) 設計図書の様式、設計図の縮尺等は監督員の指示を受けなければならない。

### 2.2 適用基準等

原則として次に掲げる図書に基づき設計を行うものとする（最新版によること）。

- ・ 官庁施設の基本的性能基準
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ 官庁施設の環境保全基準
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・ 官庁施設の防犯に関する基準
- ・ 建築設計基準及び同解説
- ・ 建築構造設計基準及び同解説
- ・ 建築構造設計指針
- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 電気設備の技術基準
- ・ 建築工事標準詳細図、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・ 内線規定
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）

- ・ 建築工事監理指針（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- ・ 建築改修工事監理指針（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- ・ 建築物解体工事共通仕様書
- ・ 群馬県人にやさしい福祉のまちづくり条例施設設備マニュアル
- ・ 群馬県地球温暖化対策指針（特定建築物編）
- ・ ぐんま県産木材の利用の促進に関する指針
- ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準
- ・ 公共建築工事積算基準、公共建築工事積算基準の解説
- ・ 公共建築工事共通費積算基準
- ・ 公共建築工事標準単価積算基準
- ・ 公共建築数量積算基準、建築設備数量積算基準・同解説
- ・ 群馬県建設工事必携
- ・ 群馬県測量・調査・設計業務必携
- ・ 群馬県県土整備部技術管理関係集
- ・ 特別支援学校施設整備指針
- ・ その他、監督員の指示する図書

## 2.3 業務実績情報の登録の可否

### □要

受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。

なお、登録に先立ち、登録内容について、監督員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録（監督員の押印済み）」を検査員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

### ■不要

## 2.4 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- (1) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、同種又は類似業務の実績及び手持ち業務の状況
- (2) 各主任担当技術者（管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担うものをいう。）の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、同種又は類似業務の実績及び手持ち業務の状況
- (3) 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、同種又は類似業務の実績（担当技術者を配置する場合）
- (4) 協力事務所（協力者のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力事務所がある場合）ただし、主たる分担業務分野（総合分野のうち、積算に関する業務を除く業務。）を再委託しないこと。
- (5) 群馬県建築設計業務委託共通仕様書第3章3.2に定める設計方針

## 2.5 管理技術者及び主任担当技術者の配置

管理技術者及び各主任担当技術者の配置は、公募型プロポーザル方式において示された技術提案書のとおりとする。なお、病休、死亡、退職等のやむをえない理由等により変更を行う場合には、事前に監督員と協議を行い、同等以上の技術者であるとの監督員の承諾を得なければならない。

## 2.6 貸与品等

次の資料等を受託者に貸与する。

- (1) 営繕積算システムによる複合単価表（単価抜き）
- (2) 営繕積算システムによる内訳書標準書式
- (3) 既存建築物設計図書一式

## 2.7 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- (1) 業務着手時
- (2) 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- (3) その他（ ）

## 2.8 設計内容検討会

委託期間中に、合意形成及び更なる設計内容の良質化を図ることを目的として検討会を複数回開催することとする。

- (1) 日 時 監督員の指示による
- (2) 出席者 設計関係者、病院関係者、病院局関係職員、建築課関係職員等
- (3) 場 所 監督員の指示による
- (4) 内 容 設計者による設計方針・内容等の説明、出席者による質疑、意見交換等

## 3. 成果物の提出

受託者は、業務が完了したときに、遅滞なく次に掲げる成果物を提出しなければならない。

なお、本業務は電子納品対象業務とする。電子納品については別添「電子納品に関する特記仕様書」による。

### 3.1 基本設計

- (1) 建築（総合・構造）、電気設備、機械設備

#### ア 基本設計図書

- ・ 計画説明書、仕様概要書、仕上概要表、面積表及び求積図、敷地案内図、配置図、平面図（各階）、断面図、立面図（各面）
- ・ 構造計画説明書、構造設計概要書
- ・ 電気設備計画説明書、電気設備設計概要書
- ・ 機械設備計画説明書、機械設備設計概要書

#### イ 工事費概算書

#### ウ 仮設計画概要書

#### エ BIM モデル（詳細については EIR 参照）

- (2) その他

#### ~~ア 透視図~~

#### ~~イ 模型~~

- (3) 資料

#### ア 各種技術資料

#### イ 各記録書

#### ウ その他、監督員が指示する資料

### ~~3.2 実施設計~~

- ~~(1) 建築（総合・構造）、電気設備、機械設備~~

#### ~~ア 設計内容報告書~~

- ~~・ 設計方針~~
- ~~・ 工法・材料等の比較検討及び選定理由~~
- ~~・ コスト縮減検討、施工・維持管理上の注意事項~~
- ~~・ 提案（色彩・使用材料・備品・ほか）~~
- ~~・ その他~~

#### ~~イ 設計図~~

- ~~・ 建築意匠設計図~~
- ~~・ 建築構造設計図~~
- ~~・ 電気設備設計図~~
- ~~・ 機械設備設計図~~
- ~~・ その他~~

~~ウ 構造計算書、電気設備設計計算書、機械設備設計計算書~~

~~エ 工事費概算書~~

~~オ 計画通知図書~~

~~カ BIMモデル（詳細についてはEIR参照）~~

## ~~(2) 建築積算~~

~~ア 工事費内訳書~~

~~イ 工事積算数量算出書~~

~~ウ 工事積算数量調書~~

~~エ 見積書等関係資料~~

~~オ 単価資料~~

~~※ 工事費内訳書は、営繕積算システムR I B C 2（（一財）建築コスト管理システム研究所）「内訳書数量入力システムL I T E」又は「内訳書作成システム」による。~~

## ~~(3) その他~~

~~ア 群馬県建設リサイクルガイドラインに基づくリサイクル計画書~~

~~イ 木材使用量報告書~~

~~ウ 透視図~~

~~エ 透視図の写真~~

~~オ 模型~~

~~カ 模型の写真~~

~~キ 防災計画書~~

~~ク 建築物エネルギー消費性能確保計画~~

~~ケ 建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画~~

~~コ 省エネルギー関係計算書~~

~~サ 概略工事工程表~~

~~シ 営繕事業広報ポスター~~

~~ス 施設使用条件書~~

~~セ 建築物総合環境性能評価システム（C A S B E E）~~

~~ソ L C E Mツールによる空調システムの評価報告書~~

~~タ 住民説明等に必要資料~~

## ~~(4) 資料~~

~~ア 各種技術資料~~

~~イ 構造計算データ~~

~~ウ 各記録書~~

~~エ その他、監督員が指示する資料~~

### III. その他

#### 1. 重要事項説明

受託者は、発注者に対し、建築士法第24条の7に基づき、契約に先立って、契約の内容及びその履行に関する事項の説明を、書面をもって行うこと。

#### 2. 書面の交付

受託者は、契約を締結したときは、発注者に対し、建築士法第24条の8に基づく書面を交付すること。ただし、同法第22条の3の3により書面を相互に交付して契約を行った場合はこの限りでない。

## 電子納品に関する特記仕様書

(総則)

**第1条** 本特記仕様書は、標準仕様書を補足し、案件における明細や固有の技術的要求を定める図書である。このため、本特記仕様書に記載の事項については、これを優先させることとするが、記載なき事項については、標準仕様書を遵守すること。

(電子納品対象業務)

**第2条** 本業務は、電子納品対象業務とする。

(電子成果品の作成)

**第3条** 電子成果品は、「群馬県 CALS/EC 官庁営繕事業の電子納品ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)に基づいて作成することとする。

(電子成果品の提出)

**第4条** 電子成果品は、電子媒体で2部提出することとする。

(電子成果品の確認)

**第5条** 電子成果品の提出の際には、国土交通省「電子成果物作成支援・検査システム」(設計業務)、「電子納品チェックシステム」(測量、地質・土質調査)によるチェックを行い、ウイルス対策を実施することとする。